

避難所における飼育ルール

～飼い主の皆さんへ～ 次のことを守って、避難所で人と動物が気持ちよく過ごせるようにしましょう!!



- 1 避難所では人が優先であることを守り、ペットを飼っていない人にも配慮をすることで、ペットが持っている良い面をより伝えることができます。
- 2 ペットの飼育場所は、人の居住場所と分かります。
避難所には、動物にアレルギーを持つ方や動物が苦手な方もいます。周囲の人に配慮し、飼育場所以外（居室等）には連れて行かないようにしましょう。
- 3 ペットは決められた飼育場所で、ケージに入れるか、支柱につなぎとめるなどして飼育しましょう。
・ケージの置き場所や、つなぎとめる場所は、拠点本部長の指示に従ってください。
・決められた場所以外で、ペットを飼育しないでください。
- 4 避難所に同行できるペットは次の種類です。
犬及び猫などの小動物
(人に危害を与える恐れのある大型動物や危険動物、特別な管理が必要な動物は受け入れることができません。)
- 5 ペットの飼育・管理は、飼い主自身が責任を持って行います。
- 6 ペットの飼育に必要な作業は、飼い主の皆さんで協力して行いましょう。
(1)「飼い主の会」による飼育管理
① 飼い主全員で「飼い主の会」を編成する
② ペットを飼育する場所を設置する
③ 飼育場所にペットを収容し、登録名簿にペットを登録する
④ 会員全員で飼育ルールを確認し、飼育に係る作業・当番を決定する
⑤ 会員による共同作業
・飼育場所全体と周辺区域の清掃・消毒
・廃棄物、汚物集積場所の処理
・救援物資（ペットフード、資材等）の搬入、仕分け、配分
※危害防止のため、飼い主による個別作業が望ましい場合
・給餌、後片付け、汚物の処理、散歩
(2) ペットの飼育に必要な資材（ケージ・その他の用具）と当面の食糧は、飼い主がそれぞれ持ち寄っていただくのが原則です。
- 7 決められた時間に給餌し、残った餌は必ず後始末をしましょう。ペットの体やケージ内、飼育場所及びその周囲を清潔に保つことで、皆が気持ちよく生活を過ごすことができます。
- 8 排泄は、特定の場所でさせ、後始末は飼い主の皆さんがきちんと行いましょう。

- 9 散歩は、敷地外または、敷地内の指定された場所で行いましょう。散歩する際には、リードは短く持つことで噛みつき等のトラブル防止になります。
- 10 避難所には、持病や負傷するなどしてペットの世話ができない飼い主さんもいます。ペットが寂しくならないように、協力して管理するようにしましょう。
- 11 ペットによる苦情・危害防止に努めましょう。
過去の震災で、鳴き声や抜け毛、臭いなどが原因で周囲とトラブルになったことが報告されています。周囲の人にもペットの良さを知ってもらえるためにも、飼育場所でも、鳴き声や排泄物の処置など周囲の人への気配りを忘れないようにしましょう。
- 12 運動とブラッシングは、屋外の特定の場所で行いましょう。
- 13 ペットを運動させる時は、必ずリードをつけましょう。
1つのトラブルで、ペットと一緒に過ごせなくなることを防ぐためにも、どんなにお利口さんでも、リードを放すことは絶対にやめましょう。
- 14 ペットのケガや病気の治療について
近隣の東京都獣医師会大田支部員の動物病院で受けることができます。
また、同支部員が避難所への巡回訪問をした際に、ペットの健康相談を受けることができます。なお、巡回時は、治療は行いません。
- 15 一時的に遠方の親戚や知人に預けるなどの方法も検討しましょう。
避難生活が長引くことは、ペットにとっても大きなストレスになるので、なるべく、精神的負担を減らしてあげられるようにしましょう。

